

6 経済的負担の軽減

障がい基礎年金（国民年金）

- ①対象者 国民年金加入中、もしくは20歳前の病気やケガで障がいの状態にあるかた
- ②内容
- 障害者手帳の等級と障がい基礎年金の認定等級は必ずしも同じではありません。
 - 一定の支給要件があります。
 - 年金額（令和6年度）
 - 1級障がい 1,020,000円＋子の加算
(S31.4.1以前に生まれたかたは1,017,125円＋子の加算)
 - 2級障がい 816,000円＋子の加算
(S31.4.1以前に生まれたかたは813,700円＋子の加算)
 - 子の加算 第1子、第2子は234,800円
第3子以降は各78,300円
- ③相談窓口 坂出市市民課 年金係 44-5005（内線 214・215）
高松西年金事務所 お客様相談室
高松市錦町2-3-3 087-822-2840

障がい厚生年金

- ①対象者 厚生年金加入中の病気やケガで障がいの状態にあるかた
- ②内容
- 障害者手帳の等級と障がい厚生年金の認定等級は必ずしも同じではありません。
 - 一定の支給要件があります。
 - 障がいの原因となった傷病の初診日に厚生年金に加入していた場合、1級または2級障がい厚生年金は障がい基礎年金に上乘せして支給されます。
- ③相談窓口 高松西年金事務所 お客様相談室
高松市錦町2-3-3 087-822-2840

その他の年金給付等

国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、日本私立学校振興・共済事業団の障がい共済年金、労働者災害補償保険による障がい（補償）年金等があります。

- ③相談窓口 加入している共済組合等にお問い合わせください。

6 経済的負担の軽減

特別障がい給付金

①対象者

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった専業主婦等（厚生年金や共済年金に加入しているかたの配偶者）

上記に該当し、当時、任意加入していなかった期間に初診日のある傷病により、現在の障がいの状態が障がい基礎年金1級・2級に相当するかた。ただし、65歳に達する日の前日までに請求をする必要があります。

②内容

- 障がい基礎年金や障がい厚生年金、障がい共済年金などを受給することができるかたは対象になりません。
- 年に6回、2・4・6・8・10・12月にそれぞれ前月分までが支給されます。

対象者	支給額（令和6年度）
障がい基礎年金1級相当	月額 55,350 円
〃 2級相当	月額 44,280 円

- 本人の所得が一定の額を超えるときは、支給額の全額または半額が停止される場合があります。

③相談窓口

坂出市市民課 年金係 44-5005（内線 214・215）

6 経済的負担の軽減

特別障がい者手当

①対象者 日常生活において、常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度の障がいのあるかたで、下記の条件を満たしているかた

最初のページを見てのう！



マイナンバー必要

1	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいを有するものまたは両上肢の全ての指を欠くものもしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
4	両下肢の機能に著しい障がいを有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能で座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
6	内臓機能等に重度の障がいを有するもの
7	精神状態に重度の障がい（知能指数 20 以下程度）を有するもの

- ・上記の表に掲げる障がいが 2 つ以上重複するかた
- ・上記の表に掲げる障がいが 1 つあり、かつその他に身体機能の障がいまたは精神の障がい（知的障がいを含む）が 2 つ以上あるかた
- ・両上肢、両下肢、体幹のいずれかの障がいがあり、かつ常時特別の介護を要するかた
- ・内臓機能等に重度の障がいがあり、かつ絶対安静を要するかた
- ・精神状態（知的障がいを含む）に障がいがあり、かつ常時特別の介護を要するかた

②内容

- 当制度独自の認定基準があり、医師の診断書等が必要です。
- 3ヶ月以上の入院をしている場合、施設等へ入所をしている場合は支給されません。
- 本人・扶養義務者などの所得に限度額があります。
- 手当月額 28,840 円

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

6 経済的負担の軽減

障がい児福祉手当

- ①対象者 日常生活において、常時介護を必要とする 20 歳未満の重度の障がいのある児童で、下記の障がい程度を満たしている児童

1	両眼の視力の和が 0.02 以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいをもつもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの
7	体幹の機能で座っていることができない程度の障がいをもつもの
8	内臓機能等に重度の障がいをもつもの
9	精神状態に重度の障がい（知能指数 20 以下程度を含む）をもつもの

- ②内容
- 当制度独自の認定基準があり、医師の診断書等が必要です。
 - 障がいを支給事由とする公的年金を受給している場合、施設等に入所している場合は支給されません。
 - 本人および扶養義務者などの所得に限度額があります。
 - 手当月額 15,690 円

- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

6 経済的負担の軽減

心身障がい者（児）福祉年金

- ①対象者 市内に住所を1年以上有し、在宅で生活する者で下記に該当するかた
- ・身体障がい1級～4級
 - ・身体障がい（20歳未満）1級～5級
 - ・知的障がい㊤、A、㊦

- ②内容
- 施設等に入所または3ヶ月以上入院した場合は、資格を喪失します。
 - 申請月から支給し、支払方法は振込のみになります。障がい程度・振込口座等の変更時は届出が必要になります。
 - 8月と2月の年2回に分けて支給します。振込日は当該支払月の15日（日曜、土曜、祝日等の場合は、その直前の金曜日）となります。
 - 支給額は下記のとおりです。

年金の種類	障がい程度	年額
心身障がい者福祉年金	身体障がい1～2級、知的障がい㊤、A、㊦	12,000円
	身体障がい3～4級	10,000円
心身障がい児福祉年金	身体障がい1～2級、知的障がい㊤、A、㊦	22,000円
	身体障がい3級	17,000円
	身体障がい4級	12,000円
	身体障がい5級	10,000円

- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

通学費の助成

- ①対象者 障がいのために香川県内の特別支援学校等に月5日以上通学する心身障がいのある幼児、児童、生徒の保護者

- ②内容
- 当該年度の3月10日までに申請が必要です。
 - 助成金額（児童一人あたり）
 - ・市内の学校 月額3,500円
 - ・市外の学校 月額5,500円
 - 市民税等に滞納のあるかたは対象になりません。

- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

6 経済的負担の軽減

児童扶養手当

①対象者 ひとり親家庭、もしくは父または母が重度の障がいの状態にある児童（18歳到達後最初の3月31日までの児童）を養育する母または父（または養育者）

- ②内容
- 当制度独自の認定基準があります。
 - 児童が児童福祉施設等に入所したり里親委託されているときは、手当を受けることができません。
 - 児童に概ね中度以上の障がいがある場合は20歳未満まで手当が受けられます。
 - 手当月額は次のとおりです。

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	45,500円	45,490～10,740円

※全部支給の場合、2人目は10,750円、3人目以降は6,450円ずつの加算となります。

※本人および扶養義務者の所得や公的年金により、手当の一部または全部が停止される場合があります。

※手当額は改定される場合があります。

③相談窓口 坂出市こども課 児童福祉係 44-5027（内線 353）

特別児童扶養手当

①対象者 20歳未満で身体または精神に重度または中度以上の障がいのある児童を養育しているかた

- ②内容
- 当制度独自の認定基準があります。
 - 次の場合は、手当を受けることができません。
 - ・児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき
 - ・児童が児童福祉施設等に入所したとき
 - 手当月額は次のとおりです。

区分	金額
1級（重度）	55,350円
2級（中度）	36,860円

※本人および扶養義務者の所得により、所得制限があります。

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

最初のページを見てのう！



マイナンバー必要

6 経済的負担の軽減

在宅ねたきり高齢者・障がい者介護慰労金

- ①対象者 市内に引き続き1年以上居住し、在宅で生活する下記のいずれかに該当するかたを介護しているかた
- ・20歳以上で、下肢・体幹機能障がいを有し、移動機能障がいの等級が1級、2級であって、日常生活能力判定表による加点が12点以上のかた
 - ・20歳以上で、療育手帳が㊤、Aであって、日常生活能力判定表による加点が12点以上のかた
 - ・65歳以上（40歳以上65歳未満の特定疾患を含む）で、要介護4もしくは5と判定されたかた
- ②内容
- 年に2回、10月と4月にそれぞれ前月分までを支給します。
 - 介護慰労金 年額 60,000円
一時見舞金 年額 10,000円
 - 申請の際、地区の民生児童委員の証明が必要です。
 - 介護者および対象者が3ヶ月を超えて入院した場合や、施設に入所した場合は支給権がなくなります。
- ③相談窓口
- | | | |
|---------|--------|---------|
| 坂出市ふくし課 | 障がい福祉係 | 44-5007 |
| かいご課 | 介護保険係 | 44-5090 |

6 経済的負担の軽減

心身障がい者扶養共済制度

- ①対象者 下記のア～ウのいずれかに該当する心身障がいのあるかたの保護者で、県内在住かつ65歳未満の健康なかた
- ア 知的障がい
 - イ 身体障がい1級～3級
 - ウ 精神または身体に永続的な障がいを有するかたで、アまたはイと同程度の障がいと認められるかた
- ②内容
- 障がいのあるかたの保護者が、その生存中毎月一定の掛金を出し合い、その保護者に万一のことがあった場合に、あとに残された障がいのあるかたに終身一定の年金を支給します。
 - 掛金は、加入時の年齢と世帯の所得の状況に応じて異なります。2口目まで加入できますが、2口目の掛金は所得による差はありません。
 - 年金の月額額は2万円（2口加入されている場合は4万円）です。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

心身障がい者扶養共済制度掛金助成

- ①対象者 心身障がい者扶養共済制度加入者
- ②内容
- 心身障がい者扶養共済制度の掛金を坂出市が助成します。
 - 助成の額は、対象者が納付した1口目の額の6割です。
住民税非課税世帯については、納付した1口目の掛金の全額を助成します。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

入園料等の免除・割引

- ①対象者 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているかた
- ②内容
- 栗林公園・香川県立ミュージアム・かがわ総合リハビリテーションセンター施設（体育館、プール等）・

6 経済的負担の軽減

東山魁夷せとうち美術館・さぬきこどもの国のスペースシアター観覧料ほか・玉藻公園・坂出市美術館・坂出市塩業資料館・角山温水プール等の入園料等が減免されます。

○入園する際に身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を呈示してください。

③相談窓口 各施設（他市町の施設でも入園料等が割引等になる施設があります）

障がい者手帳アプリ ミライロID

株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、障がい者手帳情報をアプリ内に登録することで、手帳情報がスマートフォン画面に表示できるようになり、その画面を公共施設等で提示することで、障がい者割引などを受けられます。

①対象者 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているかた

②内容 ○スマートフォンから「ミライロID」を検索または下記ホームページにアクセスし、アプリをダウンロードしてください。（URL：<https://mirairo-id.jp>）

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

NHK放送受信料の減免

①対象者

②内容

	全額免除 [障がいのあるかたを世帯構成員 に有する場合]	半額免除 [障がいのあるかたが世帯主かつ 契約者の場合]
身体障がい	世帯構成員全員が 市町村民税非課税	視覚・聴覚障がいのかた 重度（1・2級）のかた
知的障がい		重度（㊤、A）のかた
精神障がい		重度（1級）のかた

○放送受信料免除申請書に市福祉事務所長の証明を受けた後、NHKに提出してください。

○NHKのお客様番号がわかる書類を保管しておいてください。

③相談窓口 NHK高松放送局 高松市錦町1-12-7

087-825-0150

坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

6 経済的負担の軽減

ケーブルテレビ利用料の割引

- ①対象者 契約者（世帯主）のかたが、身体障害者手帳1級～2級を交付されているかた
- ②内容 ○ケーブルテレビ月額利用料が割引となります。
○申請手続きが必要です。また、毎年更新の手続きが必要です。
- ③相談窓口 KBN香川テレビ 46-5000

国内航空運賃の割引

- ①対象者 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されているかたと介護者1名
- ②内容 ○手帳を呈示して搭乗券を購入してください。
○割引率は、航空運送事業者や路線によって異なります。
○年齢要件等により対象とならない場合がありますので、詳細は各航空会社にお問い合わせください。
- ③相談窓口 各航空会社 航空券販売窓口

タクシー運賃の割引

- ①対象者 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているかた
- ②内容 ○1割引
○乗車時に乗務員に手帳を呈示してください。
○有料道路・高速道路通行料金、駐車料金等は適用除外です。
○貸切りタクシーの場合は、割合はありません。
○一部取扱いをしていない会社があります。
- ③相談窓口 各タクシー会社

6 経済的負担の軽減

障がい者福祉タクシー助成券の交付

- ①対象者 坂出市に住民票を有し、在宅で生活する者で下記に該当するかた
- ・身体障がい1級、知的障がい㊤、精神障がい1級

②内容

- 1年間に1枚500円、24枚を交付します。交付した年度の3月末まで使用可能です。
- 乗車料金に応じて助成券を乗務員に渡してください。乗車料金を超えない範囲で複数枚利用可能です。また、複数の利用者が同乗する場合の使用上限枚数は24枚です。
- 助成券を利用する際には必ず手帳を携行し、乗務員から求められた時には提示してください。
- 市外に転出した場合、施設等に入所または3ヶ月以上入院した場合、また手帳の等級が変更したとき等は、資格を喪失しますので、その場合は助成券の返還手続きを行ってください。
- 助成券を紛失しても再交付はできません。
- 助成券は下記のタクシー事業者で利用できます。

タクシー事業者	電話番号	車両等 (※)
琴参タクシー	46-3805	車いす対応
サンヨータクシー	46-1010	車いす対応
四国タクシー	44-0001	車いす対応
スマレタクシー	44-2000	
大和タクシー	46-0033	車いす・ストレッチャー対応 ファックス 0877-46-0751 https://rakurakudaiwa.jp/
府中タクシー	48-1222	車いす対応

※詳しくは、配車依頼時に各タクシー会社へお問い合わせください。

- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

6 経済的負担の軽減

有料道路通行料金の割引

- ①対象者 身体障害者手帳または療育手帳を交付されているかた
- ②内容 ○福祉事務所またはオンラインにおいて事前申請が必要です。
→ オンラインによる申請はマイナポータルと連携が必要。
R6.4時点ではETC利用限定。
- 下記の場合に通行料金が5割引になります。
ア. 第一種障がいのかたが自ら運転する場合または第一種障がいのかたを乗せて介護者が運転する場合
イ. 第二種身体障がいのかたが自ら運転する場合
- 事前に登録できる自動車は、1人につき1台です。
※事前に登録されていない自動車(知人の車、レンタカー等)での利用時にも一定の要件の下で割引の適用ができます。
- 乗車定員10人以下等の車輛要件があり、一部対象にならないものもあります。
- オンライン申請、ETC無線通行(ノンストップ走行)完了までには3週間ほど要します。

【手帳での割引の場合】

- ・ 身体障がい者手帳または療育手帳
- ・ 自動車検査証または軽自動車届出済証(注1)
- ・ 割賦契約書又はリース契約書(注2)
- ・ 運転免許証(第二種の場合のみ)

【ETC利用の場合】

- ・ 身体障がい者手帳または療育手帳
- ・ 自動車検査証または軽自動車届出済証(注1)
- ・ 割賦契約書又はリース契約書(注2)
- ・ 運転免許証(第二種の場合のみ)
- ・ ETCカード(ETCカードは本人名義のもの)(注3)
- ・ ETC車載器セットアップ証明書等

(注1) 車検証電子化(R5.1月～普通自動車・R6.1月～軽自動車)に伴い、**自動車検査証記録事項**の持参も必要です。

(注2) 代金支払債務が残っている場合に限りです。

(注3) 18歳未満の場合、親権者または法定後見人名義者のものとなります。

6 経済的負担の軽減

- ③相談窓口 本州四国連絡道路(株)お客さま窓口 078-291-1033
(9:00~17:30 通話料有料)
坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

バス・電車運賃の割引

- ①対象者 身体障害者手帳または療育手帳を交付されているかた
- ②内容
- ・ 第一種障がいのあるかたが介護者と乗車する場合は、障がいのあるかた、介護者ともに5割引。
 - ・ 単独の場合は5割引。
- バスの定期乗車券は3割引~5割引。
○乗車券購入の際、手帳を呈示してください。
○一部取扱いをしていない会社があります。
- ③ 相談窓口 各バス会社、各鉄道会社

坂出市循環バスの割引

- ① 対象者 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されているかた
- ②内容
- 5割引
 - 乗車時に乗務員に手帳を呈示してください。
 - ※手帳の代わりにミライロID提示でも可。
- ③相談窓口 琴参バス株式会社 坂出営業所 46-2213

6 経済的負担の軽減

JR旅客鉄道株式会社運賃の割引

①対象者 身体障害者手帳または療育手帳を交付されているかた、および同行する介護者1名

②内容 ○第一種・第二種により、取扱いが異なります。
○手帳（ミライロIDも可）を呈示して乗車券を購入してください。

区分	乗車券の種類	割引率			取扱区間
		単 独	介護付		
			本 人	介護者	
第一種	普通乗車券	5割	5割	5割	単独の場合は、片道100kmを超える区間
	回数券		5割	5割	駅相互間
	定期券		割引あり	割引あり	駅相互間
第二種	普通乗車券	5割			片道100kmを超える区間
	定期券 (12歳未満)		割引あり	割引あり	駅相互間

③相談窓口 JR切符発売窓口

JR特急料金の割引（ジパング倶楽部会員のみ）

①対象者 男性は60歳以上、女性は55歳以上で身体障害者手帳が交付されているかた

②内容 ○JRジパング倶楽部に入会する必要があります。
○年会費が必要で、会員は1年更新です。
○会員になると片道・往復・連続で201km以上利用する場合、割引があります。
○3回目までの利用では特急券などが2割引、4回目以降の利用は3割引になります。
○第一種の障がいのあるかたに介護者が同行する場合、介護者がジパング倶楽部の会員でなくても、介護者も同様の割引が

6 経済的負担の軽減

受けられます。

○継続で更新した場合は1回目から3割引です。

- ③相談窓口 香川県身体障害者団体連合会
高松市番町1-10-35（香川県社会福祉総合センター5F）
087-862-3540

バリアフリー改修促進に伴う減税制度

障がいのあるかたが安全な住まいに安心して暮らすためには、住まいのバリアフリー化を促進することが重要であり、住宅に係るバリアフリー改修について減税制度があります。

種類	①対象者	②内容	③相談窓口
所得税	一定の時期・要件を満たすバリアフリー改修工事を行ったかた	I：ローン型減税 II：投資型減税	税務署
固定資産税	新築された日から10年以上経過した住宅について、令和8年3月31日までに、一定のバリアフリー改修工事を行ったかた	当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額の3分の1を減税 (100㎡相当分まで)	市税務課

- ③相談窓口 所得税 … 坂出税務署 46-3131
固定資産税 … 坂出市税務課資産税係 44-5004
(内線 161・162・163・164)

自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）の減免

- ①対象者 身体障がい … 障がいの部位および本人運転であるか、同一生計家族（常時介護者）による運転であるかにより、対象となる等級要件が異なります。
知的障がい … ㊤、A
精神障がい … 精神障害者保健福祉手帳1級および自立支援医療（精神通院）の受給者

- ②内容 ○減免は一人一台に限ります。
○自動車税（環境性能割）および軽自動車税（環境性能割）は、18歳以上の身体障がいのあるかたで減免を受ける場合のみ、自動車の所有名義は、購入時点で障がいのあるかたの名義でなければ、減免は受けられません。

6 経済的負担の軽減

- 自動車税（種別割）は、18歳以上の身体障がいのあるかたで減免を受ける場合のみ、当該年度の4月1日時点において、障がいのあるかたの名義でなければ、減免は受けられません。
- 自動車税（環境性能割）および軽自動車税（環境性能割）は、常時、受付可能で、香川県県税事務所（高松市鬼無町）および軽自動車協会（高松市国分寺町）で手続きができます。
- 自動車税（種別割）の手続き期間は、令和6年度は4月1日から5月27日までで、香川県県税事務所（高松市松島町）で手続きができます。また、受付期間内に、中讃税務窓口センター（坂出市江尻町）に出張窓口が設けられます。
- 次頁の表を参考にしてください。

対象者		運転者	自動車の 所有名義	用途	福祉事務 所の証明 願要否
身体障がい	18歳 以上	本人	本人	限定なし	不要
		同一生計の家族 または 常時介護者		障がいのあるかたの 通学・通院・通所・通 勤・生業・一時帰省 等のために、週1回 (または月4回)以 上かつ、3か月以上継 続して使用すること または	必要
	18歳 未満	同一生計の家族 または 常時介護者	本人 または 同一生計の家族	障がいのあるかたの 日常生活（買物、交 流活動等）のため に、週1回程度使用 すること	必要
知的障がい		同一生計の家族 または 常時介護者	本人 または 同一生計の家族	継続して使用すること または	必要
精神障がい				障がいのあるかたの 日常生活（買物、交 流活動等）のため に、週1回程度使用 すること	中讃保健 福祉事務 所の証明

- 同一生計の家族が運転する場合は、学校長（通学）、医師（通院）、施設長（通所）、所属長（通勤）または民生児童委員（生業、日常生活）の所定様式の申請書により、福祉事務所長等が「証明願」を発行します。

6 経済的負担の軽減

- 「常時介護者」とは、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳および精神障害者保健福祉手帳のうち、いずれかの交付を受けているかたのみで構成される世帯の身体または知的、精神障がい等があるかたを常時介護するかたです。
- 常時介護者が運転する場合は、事前に福祉事務所長の発行する「常時介護証明」が必要です。「常時介護証明」の申請には、自動車運行計画書および誓約書等が必要です。

【減免の上限額】

排気量の大きな自動車については、下記の上限を超える額を納付する必要があります。

税目	減免の上限額
自動車税 (環境性能割) 軽自動車税 (環境性能割)	課税標準額 300 万円 (障がいのあるかたの利用のために必要な特別な仕様や改造に要した額があるときは、これに加算されます。) に税率を乗じた額が上限となります。
自動車税 (種別割)	<p>○初回新規登録が令和元年 9 月 30 日以前の自動車：45,000 円</p> <p>○初回新規登録が令和元年 10 月 1 日以降の自動車：43,500 円</p> <p>ただし、月割で課税される場合は、上記の額に課税月数を乗じて 12 で除して得た額を上限とします。</p> <p>自動車税 (種別割) のグリーン化に伴い重課されている自動車については次のように読み替えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用車、キャンピング車または三輪小型自動車の税率が適用されている自動車 51,700 円 ・上記以外の自動車 49,500 円

令和元年 10 月 1 日から自動車税の名称が自動車税 (種別割) に変わり、令和元年 10 月 1 日以降に運輸支局で初回新規登録 (※) を受けた自家用乗用車について、税率が引き下げられたことに伴い、身体障がい者等減免についても初回新規登録の時期により減免の上限額が異なります。

※ 初回新規登録の年月は、自動車検査証の「初度登録年月」欄に記載されています。

6 経済的負担の軽減

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

【自動車税（種別割）について】

香川県県税事務所 自動車税課

高松市松島町 1-17-28 087-806-0314

【自動車登録時の自動車税（環境性能割・種別割）について】

香川県県税事務所 自動車税課

高松市鬼無町佐藤 20-10 087-881-3858

【軽自動車税（環境性能割）について】

（一社）全国軽自動車協会連合会 香川事務所

高松市国分寺町福家甲 1258-19 087-870-6657

軽自動車税（種別割）の減免

①対象者 身体障がい … 障がいの部位および本人運転であるか、家族運転であるかにより、対象となる等級が異なります。

知的障がい … ㉠、A

精神障がい … 精神障害者保健福祉手帳 1 級および自立支援医療（精神通院）の受給者

②内容

○減免を受けられるのは、自動車税・軽自動車税を含め、一人一台に限ります。

○4月1日時点で対象者であり、かつ、軽自動車の所有名義が障がいのあるかたの名義（18歳未満のかた、知的・精神障がいのあるかたは本人または同一生計の家族）でなければ、その年の減免は受けられません。

○手続き期間は、納税通知書が届いてから納期限 7 日前までです。期限を過ぎると、その年の減免は受けられません。

○車いす移動車など、身体障がいのあるかた等の利用のために構造が変更されている軽自動車も減免の対象となります。

○平成 26 年度から障がい者の家族運転の場合の減免対象の用途を拡大し、「障がい者の日常生活ために使用される」場合も含まれるようになりました。

○次頁の表を参考にしてください。

6 経済的負担の軽減

対象者		運転者	自動車の所有名義	用途
身体障がい	18歳以上	本人 同一生計の家族 または常時介護者	本人	限定なし
	18歳未満	同一生計の家族 または常時介護者	本人 または 同一生計の家族	障がいのあるかたの通学・通院・通所・生業・一時帰省等のために週1回（または月4回）以上かつ、3か月以上継続して使用すること または 障がいのあるかたの日常生活（買物、交流活動等）のために、週1回程度使用すること
知的障がい		同一生計の家族 または 常時介護者	本人 または 同一生計の家族	
精神障がい				

（注意）「常時介護者」とは、身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者等を常時介護する人をいいます。

最初のページを
見てのう！



マイナンバー必要

○同一生計の家族が運転する場合は、学校長（通学）、医師（通院）、施設長（通所）、所属長（通勤）、民生委員（生業、日常生活）の証明および誓約書（同一生計者または常時介護者であること）の提出が必要です。証明および誓約書は所定の様式がありますので、税務課管理係までお問い合わせください。

○常時介護者が運転する場合は、運行計画書および誓約書（同一生計者または常時介護者であること）の提出が必要です。運行計画書および誓約書は所定の様式がありますので、税務課管理係までお問い合わせください。

※2年目以降、申請事項に変更がなく継続して減免を受けられるかたは、4月中旬頃に継続減免の申請書をお送りいたしますので、必要事項を記入のうえご提出ください。

③相談窓口 坂出市税務課 管理係 44-5004（内線154・155）

6 経済的負担の軽減

その他の税の軽減

種類	①対象者	②内容（金額）	③相談窓口
所得税	障がい者 特別障がい者 同居特別障がい者	所得控除 27万円 所得控除 40万円 所得控除 75万円	税務署
住民税	障がい者 特別障がい者 同居特別障がい者	所得控除 26万円 所得控除 30万円 所得控除 53万円	市税務課
事業税	あんま・はり等医療に類する事業を行う重度の視覚障がい者（両眼の視力を喪失した者または両眼の視力が 0.06 以下の者）	非課税	県税事務所
相続税	相続人が 85 歳未満の障がい者	税額控除 85 歳までの 1 年につき 10 万円（特別障がい者については 20 万円）	税務署
贈与税	特定障がい者のかたの生活の安定をはかるために、親族等が金銭等を信託銀行等に信託する場合（特定贈与信託）	信託受益権の価額のうち、特別障がい者（重度の心身障がい者）については 6 千万円まで、特別障がい者以外の特定障がい者については 3 千万円までが一定の条件のもと非課税	税務署

- ③相談窓口
- 国税 … 坂出税務署
坂出市京町 2-6-27 46-3131
 - 県税 … 香川県県税事務所
高松市松島町 1-17-28 087-806-0323
 - 住民税 … 坂出市税務課 市民税係
44-5004（内線 156・157・158・159・160）

6 経済的負担の軽減

生活福祉資金の貸付

- ①対象者 身体障がい、知的障がい、精神障がいのあるかたが属する世帯・高年齢者世帯・低所得者世帯
- ②内容 ○安定した生活を営むための資金の貸付と民生児童委員による援助指導を行ってくれます。
○資金の種類には、更生資金・生活資金・福祉資金・住宅資金・就学資金・療育資金・災害援護資金等があります。
○地区担当の民生児童委員による調査や保証人が必要です。
- ③相談窓口 坂出市社会福祉協議会 46-5078

少額預金非課税制度

- ①対象者 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているかたなど一定の要件を満たすかた
- ②内容 預貯金、合同運用信託などの非課税の対象となる貯蓄の元本の合計が 350 万円までの利子が非課税となります。
- ③相談窓口 各金融機関

NTTふれあい案内（無料番号案内）

- ①対象者 視覚障がい、上肢障がい1級～2級、体幹機能障がい1級～2級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい1級～2級、聴覚障がい、音声機能・言語機能またはそしゃく機能障がい、知的障がい、精神障がいのあるかた
- ②内容 NTTで事前登録をしておけば、番号案内（104）を無料で利用できます。
- ③相談窓口 NTT フリーダイヤル 0120-104174
FAX 0120-104134
平日 9時から 17時
土日祝年末年始は休業

6 経済的負担の軽減

携帯電話基本使用料等の割引

- ①対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているかた
- ②内容 基本料金・留守番電話サービス等が割引になります。
- ③相談窓口 各携帯電話会社

点字郵便物等の郵便料の減免

- ②内容 ○点字郵便物・特定録音物等郵便物で、3 kg以内のものは、無料です。
○心身障がい者団体の発行する定期刊行物を内容とし、発行人から差し出されるものは、第三種郵便として減免になります。
- ③相談窓口 坂出郵便局 坂出市京町 2-6-33 46-2393

粗大ごみの収集処理手数料の免除

- ①対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか1つ以上交付されているかたが在住している世帯
- ②内容 ○粗大ごみの戸別収集（要事前申込）、またはリサイクルプラザへ搬入する際に必要な収集処理手数料が免除されます。
○収集時、または搬入時に手帳を呈示してください。
- ③相談窓口 坂出市生活環境課 46-4503
※本庁舎本館 1階生活環境課窓口 44-5035